

会議の名称	令和3年第13回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年12月24日（金） 午後2時から 午後2時55分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第72号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第73号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第74号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第75号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第76号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (6) 第77号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 第78号議案 別段の面積について (8) 報告第56号 農地法第3条の3の規定による届出について (9) 報告第57号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (10) 報告第58号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (11) 報告第59号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (12) 報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について (13) 報告第61号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について

	5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和3年第13回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第13回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項 4 令和4年版農業委員会手帳 5 案内状（「備前渠用水路」世界かんがい施設遺産登録報告会）
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年第13回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	皆さまこんにちは。お寒い中、大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。また、農地中間管理事業につきましては本庄地域を中心に進めているわけですが、これからも使える農地は使えるうちに使える人にうまく渡していけるように今後ともご協力いただければと思います。 早いもので、今回は今年最後の総会になります。今年もみなさまのおかげで、滞りなく無事に開催することができました。いい意味での締めくくりができますよう、今回もよろしくお願いいたします。
事務局長	本日、農業委員の宮部延一委員、推進委員の鈴木誠委員より欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。 次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。

	<p>次に、本日の総会は、在任農業委員19名中18名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、5番塩原廣一委員、6番塩原茂夫委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案7件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第72号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第72号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第72号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件となります。その内訳は、2件とも売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1及び整理番号2を、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、一括で審議とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏</p>

	<p>名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、永尾委員の報告をお願いいたします。
永尾委員	<p>11番永尾より、整理番号1について報告させていただきます。12月20午前8時頃、宮部豊徳推進委員と、現地確認及び受人から聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。本庄市下町児童公園より東に250mほどの場所に位置しております。高台の畑なのでミカンを栽培する予定とのことです。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は74歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター4台、田植え機1台、コンバイン1台、管理機2台を所有しており経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番小賀野より、報告させていただきます。12月18日午前10時頃、山本推進委員と現地調査を行いました。受人への聞き取りにつきましては、11月総会の第65号議案と同一の渡人ですので、電話にて聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書4ページ、3-2の地図をご覧ください。申請地は下浅見の成就院から東へ約100mの場所に位置しております。申請事</p>

	<p>由は売買です。</p> <p>受人の年齢は65歳です。年間農業従事日数は300日です。所有する農機具はトラクター1台、耕運機2台、トラック1台等を所有しており、コンバイン、田植え機、乾燥機各1台はリースにより使用しています。申請地には野菜を作付けしたいとのことです。</p> <p>申請地及び所有農地の耕作状況を確認しましたが、問題なく利用されていました。下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1から整理番号2までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号2までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第73号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第73号議案を説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第73号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、6ページから26ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、73件です。田78筆及び畑106筆の面積合計258,134.61㎡の利用権設定でございます。</p> <p>それらのうち、6ページのNo.1から24ページのNo.66までの66件については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p>

	<p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、福島公博委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第73号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第73号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第73号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。福島公博委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第74号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第74号議案を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>第74号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>配分計画案につきましては、28ページから44ページまでをご覧ください。借受希望者の公募に応募した担い手の方へ農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が田71筆、畑95筆、面積合計で236,603.61㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり30名となっております。</p> <p>45ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、田3筆、面積合計で、4,293㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま</p> <p>す。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、関根委員、福島公博委員及び坂爪委員につきましては、利用権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参加できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>また、推進委員の吉田委員及び新井明夫委員につきましては、本人が議事対象となっており、同規定を準用しまして、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第74号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第74号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第74号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。関根委員、福島公博委員、坂爪委員、推進委員の吉田委員、新井明夫委員の復席をお願いします。</p> <p>（復席）</p> <p>次に、第75号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）」につ</p>

	いて（期間）」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第75号議案を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。</p> <p>第75号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、47ページ及び48ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田12筆、畑6筆、面積合計で44,460㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第75号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第75号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第75号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第76号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第76号議案を説明いたしますので、議案書49ページをご覧ください。</p> <p>第76号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第</p>

	<p>5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容を説明いたしますので、50ページをご覧ください。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。転用目的については、当初計画及び変更計画とも、敷地拡張による駐車場及び資材置場用地で変更はありませんが、当該申請地と隣接する雑種地を含む全体計画において、当初、洗車場設置を計画していたものを、事務所併用住宅建設に計画を変更したため、農地転用許可後の計画変更承認申請となります。なお、農地転用許可日は、令和3年9月14日となっております。本案件は、申請人である法人の事業敷地が、県道の建設用地として買収されるため、当該申請地を公共事業に伴う施設移転用地として農振農用地区域から除外された後、駐車場及び資材置場用地として農地転用許可となったものでございます。</p> <p>申請地位置図は、51ページをご覧ください。左側が当初計画図、右側が変更計画図で、斜線部分が申請地となります。当初計画では、申請地に隣接する雑種地に洗車場を計画し、その一部が当該申請地に架かっておりましたが、洗車場へ出入りする南側の道路が狭く、大型車では出入りが困難であり、支障をきたす可能性がわかったことから、今般、申請地には架からない雑種地の中で、法人の事務所併用住宅の建設へ内容を変更する計画に至ったものでございます。</p> <p>以上のことから、計画変更内容については、当該申請地及び周辺農地への影響等にも支障がないことから承認相当であるものと考えます。</p> <p>なお、今回の計画変更につきましては、当該申請地の転用には特に支障がないケースのため、埼玉県と調整したところ、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の手続きのみで対応との確認をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
田端会長	<p>第76号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第76号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。次に、第77号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程い</p>

	たします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第77号議案を説明いたしますので、議案書52ページをご覧ください。</p> <p>第77号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、53ページをご覧ください。申請件数は、5件で、その内訳は、全て所有権移転でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号5までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、一括審議とさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、54ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>整理番号1について、9番岡芹から報告させていただきます。12月20日午前9時30分頃から、荒井推進委員と現地確認及び申請人の妻から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書54ページ、5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、西今井の社会福祉施設の東約100m、集落の南側に位置していません。</p> <p>恐れ入ります、議案書の53ページにお戻りください。受人と渡人は親戚関係</p>

	<p>で、権利区分は所有権移転です。</p> <p>受人は子供の出産を機に親元での生活を考え、現在、住宅ができるまで実家に間借りをしております。今回、自己用住宅を取得するために申請したもので、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>また、周辺農地への影響や農道などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、55ページをご覧ください。5-2については、「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口」いわゆるインターチェンジから300m以内に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>整理番号2について、9番岡芹より報告します。12月20日午前10時頃から、門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から電話で聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書55ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地は国道462号線関越インター北交差点の北西の角地、飲食店の西側に位置しています。</p> <p>恐れ入ります。議案書の53ページにお戻りください。申請目的は飲食店の社員駐車場としての申請です。現在店舗の北側を社員及びパート従業員の駐車場を借用していますが、狭く不便しており、今回店舗西側の申請に至ったものです。権利区分は所有権移転です。</p> <p>また、周辺農地への影響や農道などに支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおり

	<p>りです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、56ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>整理番号3について、9番岡芹より報告します。12月20日午前9時45分頃から、門倉推進委員と現地確認及び代理申請人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書56ページ、5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ250mほど進んだ道路北側の場所で、集落の中に位置しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書の53ページにお戻りください。申請目的は、現在賃貸住宅で家具も増え手狭になり、早めに住宅建築を行いこれからの生活設計を充実するためということで転用目的及び必要性は妥当であると思われま</p> <p>申請事由は自己用住宅用地です。申請地周辺は住宅が点在し、他の農地に支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、57ページをご覧ください。5-4については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、永尾委員の報告をお願いいたします。
永尾委員	整理番号4について、9番永尾より報告します。12月20日午前8時30分頃から、宮部推進委員と現地を確認してまいりました。申請地の概要につしまし

	<p>ては、議案書 57 ページ、5-4 の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道 462 号線の JR 八高線のガード下バス停から南に 50 m ほど入った場所で、周辺地域は 5-4 の地図で示されている以上に宅地化が進んでおります。申請地の現況は休耕地で、雑草に覆われております。受人は、大型商業施設、学校や病院等も近いことから、建売分譲住宅用地としての購入希望があり、渡人自身も以前は申請地付近に住んでおりましたが、市内の市街地へ転居したことから今後の農地管理も考慮して今回の申請に至ったようです。</p> <p>恐れ入ります。議案書の 53 ページにお戻りください。用途地域は第 1 種住居地域となっており、転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号 5 について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号 5 を説明いたしますので、53 ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第 34 条第 11 号の指定区域となっております。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、58 ページをご覧ください。5-5 については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が 10 ヘクタール以上の集団の農地であることから第 1 種農地と判断いたしました。第 1 種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第 1 種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号 5 について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8 番立石より報告します。12 月 18 日午前 10 時頃、内田推進委員と現地確認並びに渡人より聴き取り調査を行いました。58 ページ 5-5 の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は湯かっこ第一駐車場近くに位置し、南側が道路に面し、周りは住宅に隣接した場所でございます。</p> <p>周辺農地への支障はなく、許可に当たっては何ら問題はないかと考えられます。</p> <p>皆さま方の慎重審議、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	ただいま、整理番号 1 から整理番号 5 についての説明及び報告に対しまして、

	<p>ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号5について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第78号議案「別段の面積について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第78号議案を説明いたしますので、59ページをご覧ください。</p> <p>第78号議案、別段の面積について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について、農地法施行規則第17条第1項第3号及び同条第2項の基準に基づき、次のとおり決定を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>まず、別段面積についてご説明いたします。農地法第3条に基づく農地の所有権等の権利移動についての許可判断要件の一つに、「下限面積」があることを皆さまご承知のことと存じますが、この下限面積は、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、農地法により都府県は経営面積が50アール以上と定められています。しかし、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、地域の実情に合わない場合には、農林水産省令で定める基準に従い、各農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段面積を設定できることとなっております。</p> <p>そこで、本市における別段の面積の設定ですが、59ページの表をご覧ください。まずは、農地法施行規則第17条第1項第3号では、別段の面積は、設定区域内に定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、総数の概ね40/100を下らないように算定されるものであることとなっております。本市では、市内全域を設定区域としており、記載のとおり、「2020農林業センサス」の調査結果によりまして、50アール未満の農地を耕作している農家数が全農家数の16.8%であり、50アール未満の農地耕作農家数は低い割合ですので、この基準には該当しません。</p> <p>次に表の右側ですが、農地法施行規則第17条第2項では、設定区域内に耕作放棄地が相当程度存在し、50アール未満の農地を耕作する者の数が増加することで、地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れがない場合は、別段の下限面積を設定できることとなっております。本市では、記載のとおり、令和3年度の農地利用状況調査の結果、遊休農地率は、2.7%であり、規定する相当程度ではなく、下限面積を50アール未満に下げ</p>

	<p>ることは、小規模農家を増加させ、担い手への利用集積等に支障をきたすとともに、農地の細分化を招く恐れがあり、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れがあります。以上の2点を理由として、「別段の面積は設定しない。」こととし、下限面積を従来どおり50アールとするものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第78号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第78号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第78号議案については、原案のとおり別段の面積を設定しないことに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして報告に入ります。報告につきまして、報告第56号から報告第61号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第56号を説明いたしますので、議案書60ページをご覧ください。</p> <p>報告第56号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、61ページ及び62ページをご覧ください。専決処分件数は、9件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第57号を説明いたしますので、議案書63ページをご覧ください。</p> <p>報告第57号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、64ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることと県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第58号を説明いたしますので、議案書65ページをご覧ください。</p>

ださい。

報告第58号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、66ページ及び67ページをご覧ください。専決処分件数は、13件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第59号を説明いたしますので、議案書68ページをご覧ください。

報告第59号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。

報告書の提出件数は、1件で、その報告書が69ページ及び70ページのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。

続きまして、報告第60号を説明いたしますので、議案書71ページをご覧ください。

報告第60号、農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。

通知内容については、72ページから79ページまでをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書を受理件数は、38件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。

続きまして、報告第61号を説明いたしますので、80ページをご覧ください。

報告第61号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地

	<p>法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、81ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思えます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（ 事務局長説明 ）</p> <p>以上をもちまして、令和3年第13回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>（ 閉会 ）</p>

令和3年第13回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年12月24日(金)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後2時55分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席	○		亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席	○	北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	欠席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	欠席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人